

# 排出事業者及び処理業者の皆さまへ

## 沖縄県 産業廃棄物税 についてのお知らせ

県では、産業廃棄物の排出抑制及び再使用、再生利用その他適正処理の促進を図るため、平成18年4月より産業廃棄物税を導入しており、制度と使途の概要について、紹介致します。

皆さまのご理解とご協力を引き続きお願い致します。

1トン当たり  
**1,000円**  
が課税されます

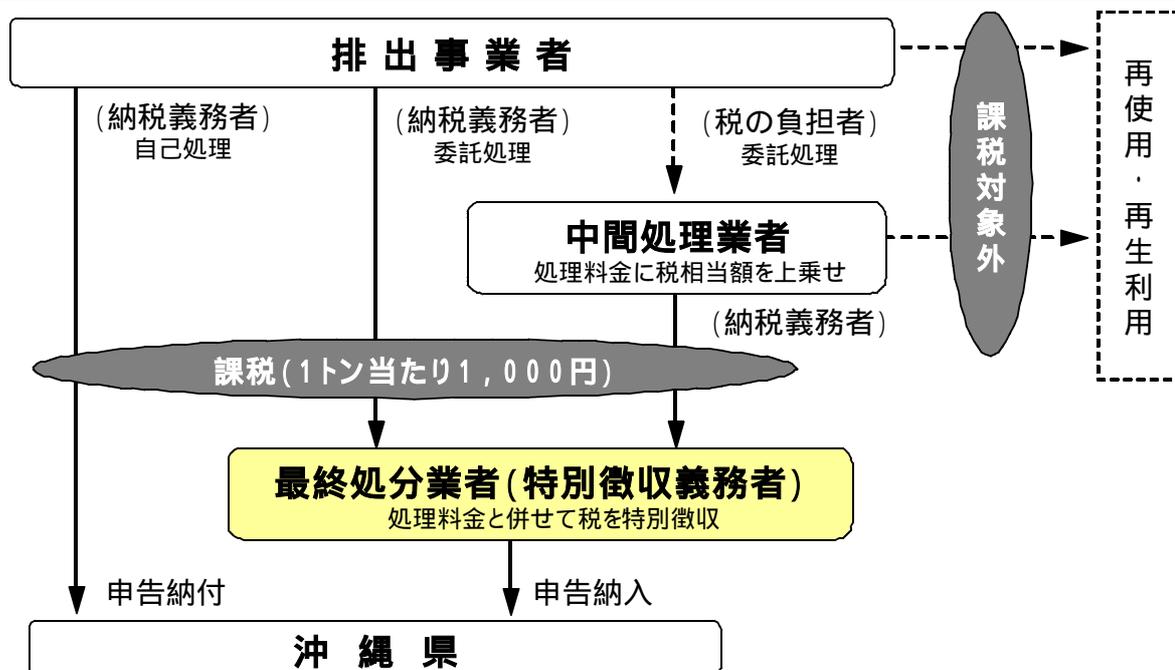
納税義務者：県内の最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者となります。

税率：産業廃棄物1t当たり1,000円（1kg当たり1円）です。

徴収方法：産業廃棄物を最終処分場へ搬入する際に、特別徴収義務者（最終処分業者）が県に代わり納税義務者（排出事業者又は中間処理業者）から産業廃棄物税を特別徴収します。

なお、排出事業者が産業廃棄物の処理を中間処理業者へ委託する場合には、中間処理の料金に税相当額が上乗せされることになります。

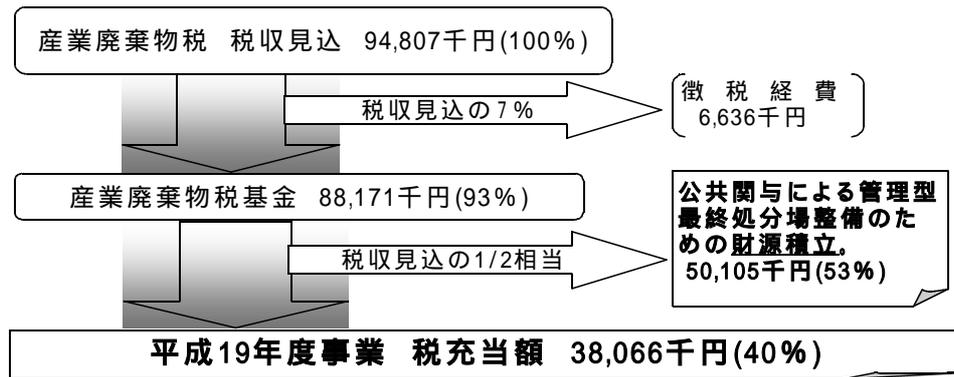
自社処分業者は、自ら県へ申告納付することになります。



(参考) 産業廃棄物とは、事業活動に伴って排出された廃棄物のうち、廃棄物処理法で定められた燃えがら、汚泥、廃油、廃プラスチック類及びがれき類などの20種類の廃棄物のことをいいます。

循環型社会を形成するため、産業廃棄物税を活用し、次の施策に取り組んでいます。

### 産業廃棄物税基金充当事業(平成19年度当初予算)



- 産業廃棄物排出抑制・リサイクル等推進事業(継続)**  
 県内の産業廃棄物事業者等が実施する排出抑制・リサイクル等に資する施設設備の整備や技術開発を支援(1/2補助)。  
 事業費(うち税充当額) 20,460千円(同左)
- 県産リサイクル製品利用促進事業(継続)**  
 リサイクル認定制度において対象となる製品の利用拡大を図るための広報・啓発(パンフレット・リーフレット・パネル・H.P.の作成等)。  
 事業費(うち税充当額) 2,251千円(1,075千円)
- 廃棄物処理計画推進事業(継続)**  
 第二期の廃棄物処理計画の進行管理(廃棄物の処理動向の把握等)。  
 事業費(うち税充当額) 2,500千円(同左)
- 循環型社会形成促進事業(新規)**  
 環境負荷低減に向けた事業者等の取組の促進、廃蜜糖を原料としたバイオエタノール混合ガソリン(E3)の利用促進等。  
 事業費(うち税充当額) 5,380千円(5,080千円)
- 産業廃棄物の固化成形による有効利用促進事業(新規)**  
 無機汚泥(産業廃棄物)の性状分析及び固化成形技術の検討並びに土木・建築資材への有効利用の検討等  
 事業費(うち税充当額) 1,410千円(同左)
- 産業廃棄物処理業者優良化促進事業(継続)**  
 優良業者の育成(研修事業)及び排出事業者等が優良業者を容易に選択できる情報ネットワークの構築。  
 事業費(うち税充当額) 1,965千円(同左)
- 廃棄物不法投棄対策事業(継続)**  
 廃棄物の不法投棄等を未然に防止するため、廃棄物監視指導員の増員(2名)、監視カメラの設置、市町村職員の併任制度の構築。  
 事業費(うち税充当額) 3,576千円(同左)
- 市町村産廃対策支援事業(新規)**  
 産廃処理施設が所在する市町村が実施する産廃処理施設周辺の環境調査や設備整備に対する支援(1/2補助)。  
 事業費(うち税充当額) 2,000千円(同左)

産業廃棄物の排出抑制

産業廃棄物の適正処理の促進

**お問い合わせ先** 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

税制度について・・・沖縄県 総務部 税務課 TEL: 098-866-2101 FAX: 098-866-2709  
 H.ｱﾄﾞﾙｽ http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=22

税収使途について・・・沖縄県 文化環境部 環境整備課 TEL: 098-866-2231 FAX: 098-866-2235  
 H.ｱﾄﾞﾙｽ http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=71